

平成25年(ワ)第515号 損害賠償請求事件(国賠)

直送済

原告 遠藤行雄 外19名

被告 東京電力株式会社 外1名

### 被告東京電力共通準備書面(7)

平成26年10月31日

千葉地方裁判所 民事第3部合議4係 御中

被告東京電力株式会社訴訟代理人弁護士 棚 村 友 博



同 岡 内 真 哉



同 奥 原 靖 裕



- 第1 はじめに ..... 3
- 第2 中間指針等の相当性に関する原告らの主張に対する反論..... 3
  - 1 中間指針等が最低限の賠償額を定めたものにすぎないとの主張について..... 3
  - 2 中間指針等の内容が被告東電に配慮したものとなっているとの主張について. 5
  - 3 精神的損害の賠償に当たって被告東電の帰責性が考慮されていないとの主張について..... 7
  - 4 被害実態を把握せずに策定されているとの主張について..... 9
  - 5 小括 ..... 10
- 第3 個別の損害項目に係る賠償額の妥当性..... 11
  - 1 避難等対象者に対する賠償 ..... 12
    - (1) 避難費用 ..... 12

(2) 精神的損害 .....	13
ア 避難生活に伴う慰謝料 .....	13
イ 要介護者, 介護者に係る慰謝料増額 .....	14
ウ 避難が長期化する場合の精神的損害の賠償(いわゆる, ふるさと喪失慰謝料) .....	15
エ 慰謝料額の妥当性 .....	16
オ 原告らの主張に対する反論 .....	17
(3) 一時立ち入り費用, 帰宅費用 .....	18
(4) 生命・身体的損害 .....	19
(5) 営業損害, 就労不能損害 .....	19
(6) 財物損害 .....	20
ア 総論 .....	20
イ 不動産 .....	21
(ア) 宅地, 建物 .....	21
(イ) 住居確保損害 .....	21
(ウ) 田畑 .....	23
(エ) その他の土地(山林, 原野など) .....	25
ウ 家財 .....	26
エ 償却資産 .....	28
(7) 検査費用 .....	29
2 自主的避難等対象者に対する賠償 .....	29
(1) 賠償の考え方 .....	29
(2) 自主的避難等対象者に対する賠償基準の相当性 .....	30
3 福島県県南地域における自主的避難者等 .....	31
4 弁護士費用 .....	32

## 第1 はじめに

被告東電は、本裁判外において、中間指針等及びこれを踏まえて被告東電が策定した賠償基準に基づいて、広く直接賠償手続を実施しているところ、原告らは、第27準備書面等において、原子力損害賠償紛争審査会（審査会）が定めた中間指針等や、被告東電が策定・公表している賠償基準が不合理であると繰々主張し、直接賠償手続で受領済みの金額では原告らの被っている損害を填補するのに全く足りないなどと主張している。

そこで、本書面では、まず「第1」において、原告らの中間指針等に対する評価に係る主張に対して反論した上で、「第2」以下では、中間指針等及びこれに基づき被告東電が行っている直接賠償手続の賠償の考え方が、十分な合理性・相当性を有するものであることについて、被告東電の賠償基準に触れながら総論的に詳述する。

なお、略語の用例については従前の例による。

## 第2 中間指針等の相当性に関する原告らの主張に対する反論

### 1 中間指針等が最低限の賠償額を定めたものにすぎないとの主張について

原告らは、中間指針等において、これらの指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではないと記載されていることを根拠として、中間指針等はあくまで当面の最低限の賠償額を示すものであり、賠償額の上限を画したりするものではないと主張する（第27準備書面8～9頁）。

しかしながら、原告らが引用しているように中間指針等においては、これらの指針に示されなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではないとの趣旨が述べられているが、本件訴訟において、原告らは、そもそも、中間指針等で示されている損害項目について被告らに損害賠償請求をしているものと解さ

れるから、「中間指針等で示されていない損害項目が原子力損害の賠償対象となることもあり得る」との趣旨の中間指針等の記載については、原告らの主張との関係では、特段の関連性を有しないというべきである。

その上で、中間指針等が賠償額の上限を画したのではないとの原告らの主張は、中間指針等自身が具体的な賠償額の指針を定めている精神的損害等の賠償額を念頭に置いて主張されているものと解されるところ、これらの中間指針等が定める精神的損害に関する賠償額の指針は、「合理的に算定した一定額の賠償」を定めたものであると解される。

すなわち、中間指針は、本件事故による原子力損害賠償の基本的な考え方の総論を述べている部分において、「損害の算定に当たっては、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、本件事故による被害者が避難等の指示等の対象となった住民だけでも十数万人規模にも上り、その迅速な救済が求められる現状にかんがみれば、損害項目によつては、合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられる。」（下線は引用者加筆）と記載されているところ（乙二共1の5頁）、中間指針等において具体的な「一定額の賠償」を指針として定めているのは精神的損害の賠償額のみであり、中間指針等が定める精神的損害に関する賠償額の指針については、「合理的に算定した一定額の賠償」を示したものであると解するのが相当である。

そして、審査会においては、損害賠償の一般法理の観点から、被害の実情を踏まえつつ、他事案における多数の裁判例等も検討しながら、自主的避難等対象者に対する精神的損害の賠償を含む一定の合理的な賠償額を定めるための審議が重ねられていることについては、被告東京電力準備書面（4）の3頁以下において詳述したとおりである。

したがって、そのような審議の結果として中間指針等において定められた精神的損害に係る賠償基準は、第一線の法学者及び放射線の専門家等の委員からなる審査会において、過去の裁判例並びに慰謝料額の基準も踏まえて、公開の議場で十分な審議を重ねて策定・公表されたものであり、本件事故の被害者に対する慰

謝料額として十分に合理性・相当性を有するものとして定められているのである。

このように、16万人を超える避難等対象者、及び、200万人を超える極めて多数に上る自主的避難等対象者に対する精神的損害の賠償を公平かつ適切に行うという観点からは、合理的な一定額の賠償を一律に行うという考え方は十分に合理的であり、また、自主的避難等対象者については、避難をした者も避難をしていない者も賠償額において差異を設けるのではなく、同額とすることが公平であるとの中間指針追補の理念についても、被害者保護の観点から十分に合理性を認めることができる。

この点について、原告らが主張するように、中間指針等が定める精神的損害に関する賠償額が仮に「最低限度の基準」との位置付けであれば、そのような趣旨の記載及びどのような場合にその増額が検討されるべきかについての考え方も併せて示されるべきであるが、そのような考え方は中間指針には何ら示されていないこと、また、これを最低基準と解して、これを上回る賠償額についてあたかも自由に協議・決定できるかのように取り扱うことは中間指針がその理念の一つとする公平かつ迅速な賠償という目的に明らかに沿わないと考えられるのである。

また、審査会の議事経過においても、中間指針等の精神的損害の賠償指針が最低限の基準であるとの確認がなされた事実は存在しない。むしろ、審査会においては、損害賠償の一般法理の観点から、他事案における裁判例も検討しながら、一定の合理的な基準を定めるために審議が重ねられているというのが実情である。

したがって、中間指針等の定める賠償額が「最低基準」であり、あたかもこれを自由に増額し得るかのように主張する原告らの上記主張は中間指針等の定める精神的損害に関する指針の趣旨を正解しないものであって、相当でない。

## 2 中間指針等の内容が被告東電に配慮したものとなっているとの主張について

原告らは、中間指針等の問題点として、中間指針等の内容が一方当事者たる被告東電に配慮した不十分なものになっており、国庫負担増大への配慮が

なされている可能性があるとは出張する（第27準備書面の9～10頁）。

しかしながら、原告らの主張は何ら根拠のない臆測にすぎない。原賠法の位置付け、審査会の設置、役割及び構成等については、被告東京電力準備書面(4)の2頁以下で詳述したとおりである。また、中間指針等は、原賠法18条2項2号に基づき原子力損害の賠償に関する紛争の解決の基準となる原子力損害の範囲の判定等の指針を定める役割を付与され、第一線の法学者及び原子力の専門家等の委員によって構成されている審査会において、福島県の実情の聴取等も含めて、参考となるべき裁判例の賠償水準も斟酌の上で、度重なる議論の基に策定されている。その経過において、審査会は、公開の場で、必要かつ十分な審議が行われており、その中立性に疑問を差し挟むような議論はなされていない。

実際に、審査会における発言を参照すると、能見会長は、「審査会というのは、最大の目的は、やはり賠償がスムーズに行われて、被災者の皆様がその賠償を受けられるようにということを最大の目的にしているわけですがけれども、その際に、やはり中立的な立場で指針を設けることによって、被災者のご意見を聞くことはもちろん当然ですけれども、あるいは、その実情を調べるのは当然ですけれども、東電の側も、この指針ならば率先して賠償しようということ、賠償が迅速化されるということに1つのメリットがあると思います。…指針というのは、東電を縛るものではなくて、これはあくまで東電が自主的にその指針に基づいて賠償するものですから、結局、東電がどうしても嫌だと言われてしまうと動かなくなってしまう。じゃ、東電の意向を聞くのかという、別にそういうことではなくて、これはもちろん普通の損害賠償の場合であればどうであるかというのを調べた上で、東電側としてもそう反対しにくい賠償というものを決めていくというのが指針の役割であると思っています。」（下線は引用者加筆、第21回審査会議事録、乙二共91の17～18頁）と述べて、むしろ、被災者の意見を聞くことは当然であるが、被告東電の意見は聞かないと述べているものである（実際、被告東電は、審査会の指針策定に関して何らの意見を述べたことがない）。

また、能見会長は、「この審査会のそもそもの役割といいますのは、おそらく、

この事故は、本来であれば、当事者、責任を負うであろう原子力事業者と被災者、被害を受けた人たちの間の本来個別的な損害賠償の問題ですが、被害が非常に多数、広くわたっているときに、迅速に賠償するということも非常に重要なことですので、そういう意味で、この審査会というものが賠償の指針というのを設けて、特にその指針というのは、裁判でいけば認められるであろうという賠償を一応念頭に置きながら…中間指針とか、あるいは、その補足の指針として出してきているというものでございます。」（下線は引用者加筆、第21回審査会議事録、乙二共91の16頁）と述べている。

さらに、能見会長は、「損害賠償として説明できるかということが重要」と述べ（第24回審査会、乙二共92の20頁）、鎌田薫委員も、「指針は、損害賠償の一般法理に照らして説明できないことをそのときの勢いでやってしまったと事後的に評価されるのではやっばりまずい」、「政策的に損害賠償の範囲を決めてしまったというふうに言われるのは、この指針全体の信頼性も揺るがすことになる」と述べている（第25回審査会、乙二共93の37頁）。

このような発言からしても、公開の場で審理がなされる審査会が、中立の立場で中間指針等の策定をしており、その内容については損害賠償の一般法理という法律の見地から合理的に導かれるものでなければならないとの立場に立って中間指針等を策定しているものであることは明らかである。

したがって、原告らの主張は何ら根拠のない憶測にすぎず、当たらない。

### 3 精神的損害の賠償に当たって被告東電の帰責性が考慮されていないとの主張について

原告らは、中間指針等における精神的損害の賠償額の指針の策定に当たって被告東電の帰責性が考慮されていないことから、裁判上、中間指針等よりも高額な賠償が認められるべきであるかのように主張する（第27準備書面の10～11頁）。

しかしながら、ここで原告らが帰責性を考慮していない根拠としてあげる「損害評価の場合に帰責性を強調するのは『あまりに適當ではない』『ここはむしろ淡々と責任がある、原賠法に基づく責任のある加害者が、どれだけの損害を賠償するのか』を考えれば良い（第36回審査会）との委員らの発言（なお、『あまりに適當ではない』は『余り適當ではない』の誤記である。）は、住居確保損害（中間指針第四次追補において定められている。）の議論において、高橋委員が損失補償（補填）の範囲を大きく超える根拠として被告東電の帰責性について議論すべきとしたのに対して、能見会長が、不法行為責任の損害賠償の範囲は損失補償より上の基準であるから、帰責性について議論しなくてもよいと回答した箇所を指すものと解される。

この箇所において、具体的には、能見会長は、「東電の今回のこの責任というのは原賠法に基づいて負わされている責任で、これについてはもう責任があるということをももちろん当然前提に考えているわけですが、その責任以上に、例えばもっとけしからんということをごここであえて強調はしないでいいのではないかと。ここはむしろ淡々と責任がある、原賠法に基づく責任がある加害者が、どれだけの損害を賠償するのかと、その賠償の範囲の方の問題として考えるべきで」と述べているものである（乙二共94の18頁）。

かかる発言は住居確保損害の審議に当たってのものであり、精神的損害の賠償に関するものではないが、いずれにせよ、審査会においては、精神的損害の賠償指針を定めるに当たって被告東電の帰責性についての審議・検討を特に行っていないように見受けられる。しかしながら、マグニチュード9.0という本件地震及び本件津波という巨大な天災地変によって本件事故が生じたことは周知のところであり、地震本部等の地震に関する政府の専門機関においてもかかる地震について想定外であったとしているという本件の事情の下においては、避難等に係る精神的損害に係る賠償額の議論においては、被害者の受けた被害の状況等を踏まえて、適切な賠償額を定めることには合理性があるというべきである。

したがって、原告らの上記主張によっても、中間指針等の定める精神的損害の賠償額の合理性は何ら左右されるものではなく、原告らの上記主張も当たらない。

また、原告らは、審査会委員である中島肇弁護士が、その著書において、中間



指針が自賠償の傷害慰謝料の基準を参考にした理由として、「主観的・個別的事情を捨象した客観的な性質の強いもの（加害者の非難性を抜きにしたもの）」であると説明していることを踏まえ、潮見佳男教授が「同じ事件が裁判に持ち込まれた場合には、加害者の非難性を含めた主観的・個別的事情が斟酌されて慰謝料額が算定されるべきであるという『指針』を、中間指針等が示していることになる（その結果、・・裁判による処理の方が、賠償額が増加する）。」としていることを引用の上、訴訟上の請求で中間指針等を超える賠償額が認められるべきであるとも主張している。

しかしながら、中間指針における避難等対象者に対する精神的損害の賠償指針は、その審議経過に照らしても、避難に関する裁判例も踏まえた上で定められており、裁判になることも視野に入れて法的な見地から合理性のある賠償水準として検討されているものであることは前述のとおりである。

そして、その結果として定められた賠償額の指針は、過失責任の下での過去の裁判例を踏まえても、被害者保護の視点より十分に合理性を有する賠償額となっている。すなわち、審査会において検討された過去の避難を強いられた裁判例においても認容された精神的損害は一人当たり月額10万円を下回るものが多く、広汎な被害が生じる公害事件の裁判例と比較すると（乙二共62）、不安感や恐怖について傷害慰謝料と別項目で精神的損害を認めたものは見当たらず、基地・空港の付近でW値が9.5以上の場合でも月額1万8000円、大気汚染で汚染源の付近の住民について月額数千円の精神的損害を認める裁判例が多い。このような裁判例と比較しても、中間指針等の精神的損害に係る賠償額を10万円としたことは、被害者保護の見地に立っての合理性及び相当性を有するものといえることができる。

さらに、被告東電に原告らが主張するような過失が認められないことについては答弁書においても既に述べたとおりである。

したがって、上記引用に基づく原告らの主張にも理由がない。

#### 4 被害実態を把握せずに策定されているとの主張について

原告らは、中間指針等における精神的損害に関する指針の策定に当たっては、被害者の被害実態が考慮されていないから、中間指針等の基準は適正でないかのよう主張する（第27準備書面の11～12頁）。

しかしながら、中間指針が公表されるまでの第1回～第12回の審査会においては、松本福島県副知事、上月文部科学省生涯学習局政策課長、大澤厚生労働省老健局総務課長、佐原厚生労働省保険局総務課室長（以上第3回審査会）、渡辺大熊町長、遠藤川内村長、田子全国商工会連合会副会長、青山日本商工会議所理事、瀬戸全国中小企業団体中央会理事・事務局長、河本全国石油商業組合連合会専務理事、馬場全国農業協同組合中央会農業対策部長、吉田全国漁業共同組合連合会代表理事専務、郡山全国食用きのこ種菌協会会長（以上第4回審査会）、菅野飯館村長、橋本茨城県知事、佐藤栃木県副知事（以上第6回審査会）からの意見聴取がなされており、また、これらの外にも、政府関係者から詳細な被害実態の報告が資料に基づいて多数なされている。

また、中間指針策定後も、被害の実情に則した賠償基準となるように引き続き審理を行い、中間指針追補、中間指針第二次追補、中間指針第三次追補及び中間指針第四次追補を公表し続けており、これらを策定・公表するにあたっては、瀬戸福島市長、渡辺福島県弁護士会弁護士、中手 子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク代表、穴戸 雇用促進住宅桜台宿舎避難者自治組織「桜会」代表（以上第15回審査会、乙二共57）、山田広野町長、草野檜葉町長、遠藤富岡町長、遠藤川内村長、渡辺大熊町長、井戸川双葉町長、馬場浪江町長、松本葛尾村長、富塚田村市長、桜井南相馬市長、佐藤川俣町原子力災害対策課長補佐、菅野飯館村長、佐藤福島県知事（以上第21回審査会、乙二共91）からの意見聴取がなされている。

かかる審議の状況を踏まえれば、中間指針等が被害実態を十分把握せずに策定されたものであるとの原告らの主張には全く根拠がないものであり、失当である。

## 6 小括

以上のとおりであり、中間指針等の定める精神的損害の賠償額の指針の策定に当たっては、審議の進行及び議事はすべて公開され、審査会においては本件事故に係る実情及び被害の全体像について各回ごとに報告を受けながら、法学及び原子力に関する専門家の討議を経て慎重に検討が行われたものであり、その審議過程において被告東電は指針に関する一切の意見を述べる機会を与えられておらず、実際意見を述べていない。そして、その結果策定された指針は、過去の過失責任に基づく類似の裁判例等も踏まえて、本件事故の特殊性及び被害者保護の見地から、裁判になった場合を視野に入れても、十分に合理性及び相当性を有するものとなっている。

本件事故による被害の広汎性等を踏まえれば、指針の意義は、多数の被害者が訴訟提起という法的手続きに訴えることなく、裁判上認められてしかるべき相当な賠償を公平かつ迅速に得ることができるようにその指針を定めるという点にあり、かつ、実際に定められた指針は、そのような要請に応えるものとなっていると解される（中間指針（乙ニ共1）の1頁には、「・・このような被害者を迅速、公平かつ適正に救済する必要がある」（下線部は代理人加筆）と記載され、迅速・公平と並んで、賠償内容の適正についても指針の目的であることが明記されている。）。

したがって、中間指針の内容面及び審議過程に関する原告らの上記各主張はいずれも理由がないものであり、中間指針等の指針の内容は裁判上も十分に尊重されるに値する手続的・実体的な内実を有するものとなっているのである。

### 第3 個別の損害項目に係る賠償額の妥当性

以下、中間指針等において賠償対象とされ、被告東電が賠償を実施している損害項目のうち、特に本件訴訟で原告らが請求している損害項目について、「本件訴訟における被告東電の認否の背景にある考え方」を明らかにし、もって、かかる賠償額が本件事故と相当因果関係のある原子力損害の賠償とし

て十分に合理性・相当性を有するものであることを明らかにする。

## 1 避難等対象者に対する賠償

### (1) 避難費用

中間指針は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、①避難等対象区域から避難するために負担した交通費、家財道具の移動費用、②避難等対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費及びこの宿泊に付随して負担した費用、③避難等によって生活費が増加した部分が賠償対象になると定め、具体的な損害額の算定方法として、避難費用のうち交通費、家財道具の移動費用、宿泊費等については、避難等対象者が現実に負担した費用が賠償の対象とする一方、生活費の増加費用については、原則として、後述する精神的損害に係る慰謝料と合算した一定額をもって両者の損害額と算定するのが合理的であると定める。(以上、乙二共1・11頁以下)

そして、被告東電は、かかる中間指針の定めに基づき、避難費用のうち避難交通費や家財道具移動費については、たとえ領収証がなくても、原則として移動した日時と手段、経路を申告するのみで被告東電が設定した標準交通費での請求<sup>1</sup>を可能にしている。また、避難宿泊費についても、領収書の提出さえあれば、一人一泊8000円を超えない限り回数を制限することなく賠償に応じている<sup>2</sup>(なお、8000円を超える場合でも具体的状況を確認し、合理性が認められる場合には賠償に応じている。)。さらに、避難場所

<sup>1</sup> ①同一都道府県内の移動であれば移動手段にかかわらず1人5000円、②都道府県を越える移動であれば、たとえば福島県から千葉県に移動する場合には、自家用車の場合には車1台につき1万8000円、その他の手段で移動する場合には1人1万5000円。ただし、かかる標準交通費での賠償が認められるのは、2012年(平成24年)5月までであり、それ以降は本件事故後の混乱期も収束し、領収書の保存等にも支障がなくなっていることから実費での賠償としている。

<sup>2</sup> ただし2011年(平成23年)10月まで。11月以降は計5泊まで賠償対象としている。

が賃貸住宅の場合に負担した賃料等(家賃, 礼金, 仲介手数料)についても、本件事故後から継続して賠償対象としている。

他方、避難等による生活費増加分(たとえば避難先での生活品の購入や食費の増加分、電話代の増加分などが想定される。)については、中間指針は上記のとおりあくまで精神的損害に係る慰謝料と合算した一定額をもって両者の損害額としつつ、特に高額な生活費の増加費用の負担をした場合には、そのような高額な費用を負担せざるを得なかった「特段の事情」が認められる場合に限り、別途「必要かつ合理的な範囲において」その実費が賠償すべき損害と認められるとしている(乙二共1の14頁)。しかし、実際には、被告東電としては、避難者の生活救済という見地から、避難者が避難先で購入した生活品について、衣類や布団といった生活必需品だけでなく、テレビや冷蔵庫、電子レンジといった家電一式、ソファーその他の家具に至るまで広く賠償を行っており、かつ、これらについては、後述する家財の賠償との精算は行っていない。

実際に、本件訴訟の原告ら(ただし避難等対象者に限る。)についても、被告東京電力個別準備書面(3)のとおり、世帯全体で概ね数十万円から数百万円単位でかかる避難費用に係る賠償金を受領している実情にある。

このように、避難生活において必要な家財の賠償について広く避難費用としての賠償が行われているという事情については、後述する避難等に係る慰謝料額や、財物損害のうちの家財賠償に係る賠償額の相当性を検討するにあたって、一考慮要素となるものというべきである。

## (2) 精神的損害

### ア 避難生活に伴う慰謝料

中間指針は、避難生活に伴う慰謝料について、本件事故発生から6か月間(第1期)は、生活費の増加費用と合算して一人月額10万円(ただし避難所等での避難を強いられた月については一人月額12万円)、

第1期終了から6か月間（第2期）は一人月額5万円を賠償すると定める（乙二共1・17頁以下）。そして、被告東電はかかる中間指針の定めた内容を一步前進させ、第2期についても第1期と同額の一人月額10万円を自主的に賠償している（乙二共49、乙二共50）。

その後、2012年（平成24年）3月16日に策定された中間指針第二次追補は、避難指示区域見直しの時点（避難等対象区域において、警戒区域又は計画的避難区域の指定が解除されて、避難指示解除準備区域、居住制限区域又は帰還困難区域の設定がなされる時点）まで延長し、当該時点から終期までの期間を第3期と定め、避難生活に伴う慰謝料額について、再び一人月額10万円を目安とすると定めつつ、居住制限区域については概ね2年分合計240万円を、帰還困難区域については概ね5年分合計600万円を、一括して先行払いすることができるようにしている。

かかる中間指針第二次追補を踏まえ、被告東電は2012（平成24）年6月1日以降の直接賠償手続について、包括請求方式を選択できるようにしている（詳細は被告東京電力共通準備書面（1）4頁以下参照）。

#### イ 要介護者、介護者に係る慰謝料増額

被告東電は、以上のような中間指針等に定める避難生活に伴う慰謝料額の考え方をさらに前進させ、避難等対象者が要介護者である場合、さらにそのような要介護者を恒常的に介護されている方については、避難生活の苦痛が通常よりも増大することが予想されることから、以下のとおり慰謝料を増額して支払っている（乙二共95）。

要介護状態等		賠償金額	
		要介護状態等のご事情をお持ちの方	恒常的に介護が必要な方を介護しておられる方
介護保険被保険者証 をお持ちの方	要介護5・4	20,000 円/月	10,000 円/月
	要介護3・2	15,000 円/月	—
	要介護1	10,000 円/月	—
身体障害者手帳 をお持ちの方	身体障害等級1級・2級	20,000 円/月	10,000 円/月
	身体障害等級3級・4級	15,000 円/月	—
	身体障害等級5級・6級	10,000 円/月	—
精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの方	精神障害等級1級	20,000 円/月	10,000 円/月
	精神障害等級2級	15,000 円/月	—
	精神障害等級3級	10,000 円/月	—
療育手帳 をお持ちの方	障がいの程度A	20,000 円/月	10,000 円/月
	障がいの程度B(B-1相当)	15,000 円/月	—
	障がいの程度B(B-2相当)	10,000 円/月	—

＊ 上表の要介護状態等と同等のご事情をお持ちであることを証明書類等により確認できる場合は、個別に対応させていただきます。

かかる取り扱いは、まさに前述した「中間指針に明記されていない個別の損害項目」を賠償基準に取り込んだ例である。

ウ 避難が長期化する場合の精神的損害の賠償（いわゆる、ふるさと喪失慰謝料）

中間指針第四次追補は、帰還困難区域からの避難者、及び大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域からの避難者について、上記避難慰謝料とは別に、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」（避難が長期化する場合の精神的損害）について賠償の指針を示している。

中間指針第四次追補は、その具体的な賠償額として、中間指針第二次追補で帰還困難区域からの避難者について示された第3期（避難指示区

域見直しから賠償終期まで)の慰謝料一人600万円に、避難が長期化する場合の慰謝料1000万円(通常の範囲の生活費の増加費用を除く。)を加算した額から、上記第3期の慰謝料600万円のうち2014年(平成26年)3月(中間指針第四次追補を受けて被告東電に対する損害賠償請求が可能になると見込まれる時期)以降に相当する分(月額10万円で換算。ただし、通常の範囲の生活費の増加費用を除く。)を控除した金額を、第3期において賠償すべき精神的損害の損害額としている。

そして、以上を前提にすると、たとえば第3期の始期(避難指示区域見直し)が2012年(平成24年)6月の場合は、加算額1000万円から将来分の合計額を控除した額は700万円となる。そして、かかる中間指針第四次追補に定める慰謝料に、避難生活に伴う慰謝料額を合計すると、①第1期・第2期(平成23年3月～平成24年5月)の慰謝料150万円(避難所等での避難がない場合)、②中間指針第二次追補で示された第3期(平成24年6月)以降の包括賠償分600万円、③ふるさと喪失慰謝料700万円の、合計1450万円となる。

#### エ 慰謝料額の妥当性

以上のような中間指針等に定める慰謝料の合理性・妥当性については、被告東京電力共通準備書面(5)42頁以下で詳述したとおりである。

また、被告東電が、本件事故後に仮払補償金の支給を速やかに開始し<sup>3</sup>、後述するように避難生活による苦痛が少しでも軽減されるよう避難先で

<sup>3</sup> 被告東電は、本件事故後の2011年(平成23年)4月15日付けで、原子力災害対策特別措置法15条3項の規定に基づき避難ないし屋内退避が指示された地域からの避難者について、1世帯あたり100万円(ただし単身世帯の場合は75万円)の仮払補償金を支給する旨をプレスリリースした(乙ニ共96)。また、中間指針公表後の2011年(平成23年)7月5日には、上記仮払補償金に加えて、避難等対象者1名につき最大30万円を追加仮払補償金として支給する旨をプレスリリースしている(乙ニ共97)。



の家財購入費について相当に広く賠償を行っているという賠償対応をとっていること、その他にも就労不能損害、営業損害、財物損害等の別途の財産権についても相当な範囲で賠償を行っているという事情をも踏まえれば、上記慰謝料額は、本件事故による避難等対象者である原告らの精神的損害を填補するものとして十分な合理性・相当性を有するものといえることができる。

#### オ 原告らの主張に対する反論

原告らは、第24準備書面において、原告らが本訴訟で請求している「ふるさと喪失慰謝料」は、中間指針第四次追補に定める「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」に係る慰謝料とは異なると主張する。

しかしながら、原告らは、その発生根拠事実として、コミュニティ喪失や放射能汚染の危惧を挙げているが（第24準備書面2頁）、コミュニティ喪失については中間指針第四次追補がまさにそのような事情を踏まえて、「避難が長期化する場合の精神的損害」の賠償額の指針を定めていることは、その策定経過からも明らかである（被告東京電力共通準備書面（5）49頁以下参照）。

また、放射能汚染の危惧についても、「避難が長期化する場合の精神的損害」が認められる基礎事実としては、帰還困難区域等の同精神的損害の対象区域において、放射線量等によって避難が長期化せざるを得ない事情があることを前提としているものであるから、中間指針第四次追補の定める精神的損害の発生原因事実と原告らの主張している事実は同じであると解される。

したがって、このような原告らの主張を踏まえても、原告らが主張する「ふるさと喪失慰謝料」と中間指針第四次追補が定める「避難が長期化する場合の精神的損害」は同じ精神的損害をいうものであると解される。

なお、原告らは、本訴訟において主張している「ふるさと喪失慰謝料」は、中間指針等に定めのない金での精神的損害に係る慰謝料を請求するものであるなどとも主張するが（第24準備書面2～3頁）、その具体的な内容は不明であり、結局のところ、中間指針第四次追補が定める「避難が長期化する場合の精神的損害」が避難の長期化に伴う包括的な精神的苦痛を賠償の対象としていることにかんがみれば、かかる原告らの主張する内容も中間指針第四次追補が定める「避難が長期化する場合の精神的損害」において考慮されているものであると解されるのである。

したがって、原告らが主張する「ふるさと喪失慰謝料」が中間指針第四次追補の定める「避難が長期化する場合の精神的損害」とは別物であるとの原告らの主張には理由がない。

### (3) 一時立ち入り費用、帰宅費用

中間指針は、避難等対象者のうち、避難等対象区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する一時立ち入りに参加するために負担した交通費、家財道具の移動費用、除染費用等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。）について、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められると定める（乙二共1・14頁以下）。また、中間指針は、避難等対象者が、対象区域の避難指示等の解除等に伴い対象区域内の住居に最終的に戻るために負担した交通費、家財道具の移動費用等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められると定める（同15頁以下）。

被告東電は、かかる中間指針の定めに基づき、一時立ち入り費用、帰宅費用についても、前述した避難交通費と同様に標準交通費を用いた賠償を行っている。それだけでなく被告東電は、たとえば世帯が別々の場所に避難しているような場合の家族間交通費についても、必要かつ合理的な範囲でかかる標準交通費を用いた賠償を行っているところである。

#### (4) 生命・身体的損害

中間指針は、①本件事故により避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化（精神的障害を含む。以下同じ。）し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等、及び②本件事故により避難等を余儀なくされ、これによる治療を要する程度の健康状態の悪化等を防止するため、負担が増加した診断費、治療費、薬代等が賠償対象になると定める（乙二共1・16頁以下）。

これに基づき被告東電は、避難者が避難等を余儀なくされた結果発症ないし悪化した傷病について、医療費、通院交通費、通院宿泊費、入通院慰謝料、診断書取得費用の賠償を行っている。このうち医療費については、累計の請求額総額が10万円を超えなければ領収書の提出のみで請求することができ、10万円を超える場合でも医師の作成した本件事故との相当因果関係を認める指定診断書の提出がある場合には賠償に応じている。入通院慰謝料についても、同様の指定診断書があれば自賠責保険の基準を参考に入通院1日あたり4200円<sup>4</sup>を賠償している。

#### (5) 営業損害、就労不能損害

中間指針は、従来、避難等対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者、又は現に営んでいる者において、避難指示等に伴い営業が不能になる又は取引が減少する等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められると定める（乙二共1・23頁以下）。

また、中間指針は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が、避難指

<sup>4</sup> 治療開始から治療終了までの日数と実治療日数の2倍の日数を比較し、少ない方の日数を対象とする。

示等により、あるいは上記営業損害を被った事業者に雇用されていた勤労者が、当該事業者の営業損害によりその就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について給与等の減収分等が賠償すべき損害と認められると定める（乙二共1・26頁）。

なお、請求者が避難先で就労し、一定の収入を得ている場合には、本来は事故前の収入と事故後の収入の差額が本件事故と相当因果関係のある損害と評価されるべきところ、被告東京電力共通準備書面（1）6頁以下で述べたとおり、被告東電は、当該事故後の収入の一定範囲について「特別の努力により得られた収入」として賠償金から控除せずに支払いを行う取り扱いをしている。

## （6）財物損害

### ア 総論

中間指針は、①避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、避難指示等対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用（当該財物の廃棄費用、修理費用等）は、賠償すべき損害と認められる、②そのほか、当該財物が対象区域内にあり、財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合、又は、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められると定める（乙二共1・29頁以下）。

## イ 不動産

### (ア) 宅地、建物

宅地、建物に係る財物賠償については、経済産業省が2012（平成24）年7月20日付けで「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」を公表し、財物賠償の具体的な基準について方針を示している（乙ニ共10）。

その詳細は被告東京電力共通準備書面（1）7頁以下で詳述したとおりであり、①宅地については、固定資産税評価額に1.43倍の補正係数をかけて事故発生日時点の時価相当額を算定する方法を、②建物については、固定資産税評価額をもとに算定する方法と、住宅着工統計に基づく平均新築単価をもとに算定する方法により算定し、いずれか高い方の金額での賠償を基本とする方法を提示している。

被告東電は、かかる財物賠償に関する考え方を具体化するだけでなく（乙ニ共11）、さらに一歩進め、建物については上記のような「定型評価方式」による賠償額算定のほか、新築時の請負契約書等に基づく「個別評価方式」に加えて、補償コンサルタントが直接現地に赴いて対象建物の査定を行い、事後的に福島県不動産鑑定士協会の確認を経る「現地評価方式」も選択可能としている。

なお、被告東電は、かかる建物の価値喪失ないし減少に対する財物賠償の一部先行支払いとして、建物の修復費用等に係る賠償金という形で建物の床面積に比例した額（1万4000円/m<sup>2</sup>）の支払いを行っていることは既に述べたとおりである（乙ニ共10の3・3頁）。

### (イ) 住居確保損害

中間指針第四次追補は、以上のような居住用不動産の時価賠償に加

えて、帰還困難区域、又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域からの避難者が、移住先又は長期避難先で不動産を新規取得するために当該時価を超えて費用支出した場合、当該費用を「追加的費用」として賠償することを定めている（乙二共16・12頁）。

かかる「追加的費用」としての住居確保損害の賠償は、被告東京電力共通準備書面（4）10頁以下に記載したとおり、あくまで実費賠償を原則としている。この点に関し、中間指針第四次追補は、費用発生の蓋然性が高いと客観的に認められる場合には、実際に費用発生が生じていなくても、移住等の先の平均的な土地価格や工事費の見積り額等を参考に事前に概算で賠償し、事後的に調整する等の「柔軟かつ合理的な対応」を求めているが、法的な賠償義務としては、実際に移住先の住居を購入することによって、従前の住居地家屋の財物賠償によっては尽くされない追加的な費用支出が具体的に生ずることを前提として生ずるものと解される。

これに対し原告らは、このような追加的費用としての住居確保損害部分についても、あくまで財物賠償として請求するとし、本件事故時点における居住地が中間指針第四次追補に定める区域にあったか否か、その後の避難経過、避難指示の解除状況、帰還や移住の有無、費用支出の有無を問わず、一律にフラット35の全国平均住宅取得価格等での賠償を請求している（第27準備書面18頁以下、第28準備書面）。

しかしながら、財物賠償の基準となる財物の価額は本件事故発生時点における財物の価値であるとの確定判例の考え方（中間指針（乙二共1の31頁参照））に照らし、当該財物の本件事故時の実際の価値を離れて、平均住宅取得価格等に基づいて原告らの特定の財物の損害額を算定することが相当でないことは明らかであり、原告らの上記主張は失当である。

原告らは住宅取得価格相当額を賠償することが被害者救済に資すると主張しているが、少なくとも中間指針第四次追補の対象となる原告ら

については被告東電として、財物損害とは別途「追加的費用」として住居確保損害の賠償を行うことを予定しているものであり（現に本件訴訟の原告らのうち幾人かは、既に直接賠償手続において被告東電に対して住居確保損害の請求をしている。）、原告らの上記主張は、被告東電の主張に対する論理的な反論となっていないといわざるを得ないのである。

したがって、住居確保損害（追加的費用）として考慮されるべき部分をも含めて、財物価値の減少・喪失の損害であるとして請求する原告らの主張にはいずれも理由がない。財物損害の賠償額の算定に当たっては、あくまで、本件事故時の時価を基準として算定されるべきものである。

#### (ウ) 田畑

田畑の財物価値の減少・喪失に係る賠償基準については、被告東京電力共通準備書面（2）で詳述したとおりである。

改めてその基準を述べると、被告東電の策定した基準では、田畑を①一般田畑、②一般田畑のうち用途地域内に存在する田畑、及び③介在田畑に分類した上で、それぞれ以下のとおり算定された対象地の時価相当額に、避難指示期間割合（事故時点から6年経過以降：全損、5年：6分の5、4年：6分の4、3年：半額（6分の3）、2年：6分の2）と持分割合を乗じ、諸費用を合算して算出することとしている。

##### a 一般田畑

社団法人福島県不動産鑑定士協会の調査結果に基づく評価額単価に対象地の面積を乗じる。

##### b 一般田畑のうち用途地域内に存在する田畑

各自治体で固定資産税を算定する上で基準としている宅地（標準宅地）の単価に一定の「宅地価格に対する価値割合」を乗じて、これに

対象地の面積を乗じる。

c 介在田畑

社団法人福島県不動産鑑定士協会が個別に標準宅地より比準評価した評価額単価から、宅地に転用するための宅地造成費相当額（300円/m<sup>2</sup>）を差し引いた上で、対象地の面積を乗じる。

これに対し原告らは、かかる田畑の賠償額として、移転先において生活基盤を回復できるだけの賠償がなされるべきであるなどとして、全国農業会議所がまとめた「平成23年田畑売買価格等に関する調査結果」の全国平均価格に基づき、本件事故により全て価値を喪失したことを前提に損害額を算定しているが（たとえば第4準備書面の3・14頁以下）、原告らが、田畑の財物価値の賠償に関して、本件事故当時有していた時価額を超えて財物価値が減少したと主張する根拠は不明であり、かかる主張は「財物価値の減少・喪失」の賠償という範疇を明らかに超えた、論理矛盾を抱えた主張であるといわざるを得ない。

また、避難指示区域の内外や区域指定の内容を問わずに一律全損であるとの主張についても、その根拠は何ら明らかにされていない。

この点に関する中間指針等に基づく財物賠償の考え方は、本件事故によって使用することができないと見込まれる期間、すなわち避難指示解除までの期間等を考慮して、財物価値の減少の推認をするという考え方を採用している（中間指針第二次追補（乙ニ共3）の12～13頁）。

財物賠償の考え方としては、使用が妨げられる期間に応じた賃料相当損害金が損害額となるとの考え方も論理的にはあり得るところであるが、中間指針等においては、使用することができないと見込まれる期間に応じて、割合的に減少額を推認するという考え方を示しているものと解されるのであり、このような考え方は、本件事故に起因する不動産等の財物賠償の考え方として合理性・相当性を有するものである。



したがって、避難指示区域の解除見込時期等を踏まえて、財物価値の減少の程度を推認する被告東電の財物賠償の考え方には合理性・相当性があり、一律に全損であるとの原告らの主張には理由がない。

(エ) その他の土地（山林，原野など）

以上の宅地や田畑に続き，被告東電は，2014年（平成26年）9月18日付けで，宅地・田畑以外の土地等の賠償に関する直接賠償基準を公表した（乙ニ共98）。

その内容としては，避難指示区域内に所有されていた宅地・田畑以外の土地を，以下のとおり「準宅地」，「事業地」，「山林の土地」，及び「原野等の土地」に分類した上で，それぞれ以下のとおり算定された対象地の時価相当額に，避難指示期間割合（事故時点から6年経過以降：全損，5年：6分の5，4年：6分の4，3年：半額（6分の3），2年：6分の2）と持分割合を乗じ，かつ，これに諸費用を加えて算出することとしている。

a 準宅地

宅地の価格水準をもとに土地ごとに評価した単価に対象地の面積を乗じる。

b 事業地

土地ごとの特性に応じて評価した単価に対象地の面積を乗じる。

c 山林の土地，原野等の土地

状況類似地区ごとに設定した単価に対象地の面積を乗じる。

ここで，上記の基礎となる単価は，いずれも社団法人福島県不動産鑑定士協会の調査結果に基づいて設定されており，かかる単価を用いた算

出方法によって、対象不動産個別の本件事故時の時価相当額を十分適正かつ合理的に算出することができる方法となっている。

これに対し原告らは、山林については農地の全国平均取引額の10%を主張し、原野については何らの立証もすることなく「山林に準じる」などと主張し、さらには全ての不動産について本件事故により価値が全て喪失したことを前提に損害額を算出しているが（第8準備書面）、その根拠は不明であり、原告らの主張に係る損害額の確認は客観的になし得ないといわざるを得ない。

したがって、被告東電が上記の考え方に基づいて算定し、認否した金額を超えて、原告らに財物損害が生じているとみることはできず、かかる原告らの主張には理由がない。

#### ウ 家財

家財については、被告東京電力共通準備書面（1）8頁以下で詳述したとおり、本件事故発生時に対象区域内の住居に存在する物品類のうち、持出しが不可能ないし著しく困難なものを対象に、個別の立証を要することなく、世帯構成と避難区域の種類に応じた賠償を行う「定型賠償」を実施している。基準を再掲すると以下のとおりである。

世帯構成 居住されていた 場所	単身世帯の場合 (定額)		複数人世帯の場合 (世帯基礎額+家族構成に応じた加算額)		
	学生	世帯 基礎額	加算額		
			大人1名 あたり	子供1名 あたり	
帰還困難区域	325万円	40万円	475万円	60万円	40万円
居住制限区域	245万円	80万円	365万円	45万円	30万円
避難指示解除準備区域					

※ 警戒区域、計画的避難区域(避難指示区域の見直しが完了していない区域)に居住されていた方につきましては、居住制限区域・避難指示解除準備区域と同額の賠償をさせていただきます。その後、帰還困難区域に指定された場合は、差額を賠償させていただきます。

なお、被告東電は、以上の一般家財に加えて、避難等にもなう管理不能等により1品あたりの購入金額が30万円以上の家財が毀損した場合、修理・清掃費用相当額として、1世帯あたり20万円を定額で追加賠償している。

これに対し原告らは、本件事故により原告らの所有していた家財が居住地や避難指示の有無を問わず全て価値を喪失したとして、損害保険料率算出機構の「地震保険研究」に基づく賠償を請求している。しかし、原告らが所有していた家財は、たとえば地震や火事のような場合とは異なり、本件事故によって物理的に喪失したというわけではない。したがって、全損と評価されるのは、あくまで避難中の管理不能により価値を喪失した場合（たとえば生き物や植物などが典型例である。）や、持ち出し不能ないし著しく困難である場合（備え付けのダンス等など）、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として本件事故により当該財物の価値の全部が喪失したと評価される場合を対象とするものと解するのが相当である。

そのため、たとえ帰還困難区域に指定された地域であっても、貴金属類などは一時帰宅の際に持ち出して一定の除染を行えば財物価値の喪失は認められない（場合により除染費用が賠償対象となる。）のであり、原告らの主張はかような前提を完全に無視しており、失当といわざるを得ない。

なお、原子力災害対策本部は、放射性物質の除染を要するスクリーニングレベルについて1万3000cpm<sup>5</sup>と定めており（乙二共99）、これを超える場合で除染ができないものについては区域外への持ち出しが禁止されるが、逆にこれを下回っていれば除染をせずに持ち出すことが可能であり、さらに表面を拭き取ったりクリーニングに出すこと等によりさ

<sup>5</sup> ただし2011年（平成23年）9月16日以降の基準であり、それ以前は2011年（平成23年）3月20日の指示により、1マイクロシーベルト/時、又はこれに相当する10万cpmを基準としていた。

らに線量を下げることが可能である(たとえば原告番号13番の世帯については、家財道具の放射能汚染による全損を基礎付ける証拠として甲二第13号証の50が提出されているが、同証拠によれば家財の放射線測定結果は最大で600cpmにとどまり、上記スクリーニングレベルを大幅に下回っている。)

以上に加えて、被告東電は、前述したとおり「避難費用」として、避難先で購入したテレビや冷蔵庫、ソファー、マットレス等の家財道具も賠償しており、その大半は家財の財物賠償と実質的に重なり合いがある。そうした観点からも、被告東電の行っている家財賠償の認否については、原告らの家財に係る損失を填補する相当な賠償額となっているものである。

## エ 償却資産

以上のほか、農家などの個人事業主が所有していた償却資産(ただし持ち出しされていないもの)については、避難等に伴う経年又は管理不能による財物価値の減少額を賠償している。

具体的には、帳簿価額が確認できる償却資産については、帳簿価額に一定の償却資産係数を乗じることで算出した時価相当額をもとに、避難指示期間に応じた財物価値の減少額を勘定科目ごとに算定し賠償をしている。他方、帳簿に記載のない償却資産については、①当該償却資産の取得価額に帳簿価額係数を乗じて簡易帳簿価額を算定し、それを前提に上記帳簿価額が確認できる償却資産と同様に賠償額を算出する方法と、②端的に50万円の定額賠償を受ける方法の2種類の選択肢を設けている。

また、取得価額が少額であるため資産計上せず費用処理を行った償却資産については、帳簿価額が存在しないため、①機械装置・車両運搬具・工具器具備品の帳簿価額合計に5%を乗じて賠償額を算出する方法と、②10万円の定額賠償を受ける方法の2種類の選択肢を設けている。(以上、

乙二共100)。

## (7) 検査費用

中間指針は、本件事故の発生以降、避難等対象者のうち避難若しくは屋内退避をした者、又は対象区域内滞在者が、放射線への曝露の有無又はそれが健康に及ぼす影響を確認する目的で必要かつ合理的な範囲で検査を受けた場合には、これらの者が負担した検査費用（検査のための交通費等の付随費用を含む。）は、賠償すべき損害と認められると定める（乙二共1・10頁）。

被告東電は、かかる中間指針の定めるところに従い、検査費用（健康診断費用、放射線検査費用）、交通費、宿泊費の賠償を行っている。

## 2 自主的避難等対象者に対する賠償

### (1) 賠償の考え方

中間指針追補（乙二共2）は、

ア 自主的避難等対象区域における住民について、当時の状況等に鑑み放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱いたことには相当の理由があり、また、その危険を回避するために自主的避難を行ったことについてもやむを得ない面があるとし、同区域からの避難者ないし滞在者について賠償対象となるとした上で、

イ あくまで自主的避難が避難指示等により余儀なくされた避難とは異なるとし、自主的避難等対象者に係る損害について避難指示等の場合と同じ扱いとすることは必ずしも公平かつ合理的ではない

として、具体的な賠償額につき以下のような考え方を示している。

すなわち、自主的避難等により生じた生活費の増加費用、正常な日常生

活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、避難及び帰宅に要した移動費用に係る賠償額として、①子供及び妊婦については、本件事故発生から2011年（平成23年）12月末までを対象期間として一人40万円、②その他の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期の損害として一人8万円を賠償すると定める。

そして、被告東電は、かかる中間指針追補に基づく賠償を行っているが、18歳以下であった方、又は妊娠されていた方で自主的避難された場合は、避難生活に伴う支出が大きいと考え、一人あたり20万円を上記40万円に追加して合計60万円を支払っている（乙ニ共13）。

また、中間指針第二次追補（乙ニ共3）は、2012年（平成24年）1月以降についても、子供及び妊婦については、個別の事例又は類型毎に、放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を勘案して、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償を行うこととしている。

被告東電は、かかる中間指針追補を受けて、2012年（平成24年）1月1日から同年8月31日までの間に、18歳以下であった期間がある方や妊娠されていた期間がある方に、一人8万円の賠償を行っている（乙ニ共14）。また、それ以外の自主的避難等対象者を含めて、一人4万円の追加賠償を行っている（18歳以下の方や妊娠されていた方は合計12万円が賠償されることになる。）。

## （2）自主的避難等対象者に対する賠償基準の相当性

かかる中間指針追補及び中間指針第二次追補に定める自主的避難等対象者に対する賠償額が、審査会における複数回に亘る審議を経て、過去の裁判例も参照しながら慎重に決定された十分合理性を有する基準であることは、被告東京電力共通準備書面（5）68頁以下で詳述したとおりである。

原告らは、避難等対象区域と自主的避難等対象区域について年間20ミ

リシーベルトを基準に区別することは不合理であるとして、自主的避難等対象区域であっても低線量被ばくに対し健康不安を抱くことが合理的であるとして、自主的避難等対象者についても避難等対象者と区別せずに一律の慰謝料や避難費用、財物賠償を請求している（第27準備書面20頁）。しかしながら、年間20ミリシーベルト基準が十分に余度を持った安全性を有すること、原告らの言う低線量被ばくに対する危惧感に基づく精神的損害については中間指針追補において賠償対象とされ、その賠償額は原告らの損害を填補するものとして合理性・相当性を有するものであることは、被告東京電力共通準備書面（6）で詳述したとおりである。

### 3 福島県県南地域における自主的避難者等

被告東電は、福島県県南地域の一定の地域について、中間指針等に定める避難指示等対象区域ないし自主的避難等対象区域には該当しないものの、中間指針追補の考え方を踏まえつつ、以下の考え方により賠償することを公表し、賠償対応を行っている（乙二共101）。

#### （1）賠償の対象となる方

対象区域に生活の本拠としての住居があった方で、18歳以下であった方  
および妊娠されていた方

#### （2）賠償の概要

##### ①自主的避難を行った場合

- ・生活費の増加費用
- ・正常な日常生活の維持、継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
- ・避難および帰宅に要した移動費用

##### ②福島県県南地域（対象9市町村）に滞在を続けた場合

- ・放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、

正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛  
・放射線被ばくへの恐怖や不安,これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば,その増加費用

### (3) 賠償の金額

20万円/一人

対象期間;平成23年3月11日~平成23年12月31日

このように,被告東電が中間指針等に定めのない福島県南地域からの避難者等に対しても一定の賠償を行っていることは,まさに「中間指針に明記されていない個別の損害項目」を賠償基準に取り込んでいる例である。

## 4 弁護士費用

本訴訟において原告らは,弁護士費用として一律請求額の10%を請求している。

しかしながら,まず本訴訟で原告らが請求している損害項目のうち,①本件事故に起因する原子力損害と認められず賠償対象とならないもの,②被告東電において既に裁判外の直接賠償手続において賠償済みのもの,③既に賠償合意は成立しているものの,タイミングの関係で本訴訟の口頭弁論終結時まで支払いが間に合わないものについては,弁護士による訴訟活動とは無関係であるため,弁護士費用算定の基礎とならない。

また,原告らが請求している損害項目の中には,原告らが直接賠償手続で請求すれば賠償されるものの,何らかの理由で原告らがそれを行っていないために,本件訴訟の手続内において被告東電が請求の全部ないし一部について認めているものがある。こうした項目については,原告らは直接賠償手続で請求すれば賠償金を受け得る状況にあることから,かかる金額の範囲においてはその回収に弁護士の選任が不可欠であるということができない。した



がって、そのような損害項目に係る上記金額の範囲の請求については、これを請求するための弁護士費用は、本件事故と相当因果関係のある原子力損害に当たるということができない。

したがって、以上によれば、原告らの弁護士費用に関する賠償請求については理由がないものであり、いずれも請求棄却とされるべきである。

以上